

初めてのの方は必ずお読みください

法律・人権・行政相談のご案内

- ・佐倉市民の方を対象とした、無料の相談会です。
- ・裁判中・調停中のご相談や、税金に関するご相談ではご利用いただけません。
- ・相談は30分程度です。当日の進行状況により、相談開始時間が前後する場合があります。
- ・事前に相談内容を整理していただくと、スムーズに相談が進みます。

○相談の流れ○

【前日まで】

相談の予約をする

相談の予約方法

予約受付開始日(原則その月の最初の平日)から希望する相談日の前日までに、自治人権推進課に電話又は窓口でお申し込みください。

※受付可能時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

【当日】

相談カードに記入する

相談の受付

相談開始前に、職員が相談カードをお渡ししますので、下記の項目をご記入ください。

※記入する項目

住所、電話番号、氏名、性別、職業、年齢

市民相談員が相談を受ける

相談の体制

相談は市民相談員と弁護士1名で行います。

最初に市民相談員が相談をお受けし、必要があれば、弁護士が引き続き相談をお受けします。

弁護士による
相談

相談時間について

相談時間は30分程度を目安としております。

ただし、内容に応じて相談時間は異なります。

相談の進行状況に応じ、予約時間が前後する場合がございますので、ご了承ください。

相談終了

市民相談員について

市民相談員は人権擁護委員や行政相談委員等が担当しております。

弁護士について

市では弁護士の紹介、あっせんはできません。

- ◎ 相談時間中は、職員は相談会場に入っております。
ご不明点などがございましたら、声をおかけください。